

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	許可の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市軽費老人ホーム条例第9条
基準規定	周南市軽費老人ホーム条例第9条
処分基準	周南市軽費老人ホーム条例第9条 （許可の取消し） 第9条 指定管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の許可を取り消すことができる。 （1） 偽り又は不正の行為によって入居していることが判明したとき。 （2） 正当な理由がなく利用者負担金を3箇月分以上納入しないとき。 （3） 第5条第2号に規定する要件を欠くに至ったとき。 （4） この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の行う指示に違反したとき。 （5） 前各号に定めるほか入居することが不適当と認められるとき。 2 前項の規定により、入居を取り消された者は、速やかに居室を明け渡さなければならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用の許可の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市老人休養ホーム条例第9条
基準規定	周南市老人休養ホーム条例第9条 周南市老人休養ホーム条例施行規則第5条
処分基準	1 周南市老人休養ホーム条例第9条 （利用許可の取消し等） 第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは停止し、又は利用許可条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めに任じない。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 （3） 嶽山荘の施設又は設備をき損するおそれがあると認めたとき。 （4） その他嶽山荘の管理上支障があると認めたとき。 2 周南市老人休養ホーム条例施行規則第5条（利用者の遵守事項）第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （1） 嶽山荘に係る設備、物品等を滅失し、若しくはき損し、又はそのおそれのある行為をしてはならないこと。 （2） けん騒にわたる等他人の迷惑になる行為をしないこと。 （3） 指定管理者の許可を受けた場合を除き、嶽山荘内での物品の販売又はこれに類する行為をしてはならない。 （4） 所定の場所以外での火気の使用又は喫煙をしないこと。 （5） 係員の指示に従うこと。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用の許可の取消し
処分権者	指定管理者（西部老人憩の家、久米老人憩の家）、市長（和田老人憩の家、和田老人作業所）
根拠規定	周南市老人憩の家及び老人作業所条例第9条；第10条
基準規定	周南市老人憩の家及び老人作業所条例第9条；第10条
処分基準	周南市老人憩の家及び老人作業所条例第9条、第10条 （目的外使用等の禁止） 第9条 使用者は、憩の家等の許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又は使用の権利を他人に譲渡してはならない。 （使用許可の取消し等） 第10条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、憩の家等の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 使用許可の条件に違反したとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、憩の家等の管理上特に必要があると認められるとき。 2 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市石船温泉憩の家条例第9条
基準規定	周南市石船温泉憩の家条例第9条 周南市石船温泉憩の家条例施行規則第4条
処分基準	1 周南市石船温泉憩の家条例第9条 （利用の取消し） 第9条 指定管理者は、第7条の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 （3） 施設又は設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認めたとき。 （4） 前3号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めたとき。 2 周南市石船温泉憩の家条例施行規則第4条（行為の禁止及び制限）第4条 憩の家の管理区域内において、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） 物品の販売及びこれに類する行為をすること。 （2） はり紙、立看板等を掲示すること。 （3） 前2号に掲げる行為のほか、指定管理者が別に定める行為
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	使用の許可の取消し、目的外使用の禁止
処分権者	市長
根拠規定	周南市介護予防施設条例第9条
基準規定	周南市介護予防施設条例第9条 周南市介護予防施設条例施行規則第5条;第6条
処分基準	1 周南市介護予防施設条例第9条 （使用の拒否等） 第9条 市長は、第6条の規定により一般使用する者又は第7条の規定により専用使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を拒み、又はその許可を取り消すことができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 市長の指示に従わないとき。 2 周南市介護予防施設条例施行規則第5条、第6条 （目的外使用等の禁止） 第5条 専用使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 2 専用使用者は、その使用に係る介護予防施設に特別な設備又は装飾を設け、設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 （許可の取消し） 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該専用使用者に対し許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。 （1） 偽りその他の不正な行為により使用許可を受けたとき。 （2） その他公益上特に必要が生じたとき。 2 前項の規定によって専用使用者が損害を被っても、市長はその責めを負わない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用の許可の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第7条
基準規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第7条 周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例施行規則第7条
処分基準	1 周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第7条 （利用許可の取消し） 第7条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。この場合において、損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。 （1） この条例に違反したとき。 （2） 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 （3） 施設若しくは設備をき損したとき、又はそのおそれがあるとき。 （4） その他管理上支障があると認めたとき。 2 周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例施行規則第7条 （目的外利用） 第7条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用したり、又は他に転貸したりすることはできない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市特別養護老人ホーム条例第8条
基準規定	周南市特別養護老人ホーム条例第8条
処分基準	上記の条例において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用者負担金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市軽費老人ホーム条例第7条
基準規定	周南市軽費老人ホーム条例第7条
処分基準	上記の条例において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市老人休養ホーム条例第8条
基準規定	周南市老人休養ホーム条例第8条
処分基準	上記の条例において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市石船温泉憩の家条例第10条
基準規定	周南市石船温泉憩の家条例第10条
処分基準	上記の条例において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 4 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市老人デイサービスセンター条例第10条
基準規定	周南市老人デイサービスセンター条例第10条
処分基準	上記の条例において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市介護予防施設条例第10条
基準規定	周南市介護予防施設条例第10条
処分基準	周南市介護予防施設条例第10条 （使用料） 第10条 専用使用の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期することができる。 3 納入された使用料は、還付しない。ただし、特別な理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第6条
基準規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第6条
処分基準	上記の条例において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	被保険者に対する不正利得の徴収
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第22条第1項
基準規定	介護保険法第22条第1項
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	虚偽診断書による不正利得の徴収命令
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第22条第2項
基準規定	介護保険法第22条第2項
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	指定居宅サービス事業者等の費用返納命令等
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第22条第3項
基準規定	介護保険法第22条第3項
処分基準	介護保険法第22条第3項第2項第3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	刑事施設等に拘禁された場合の給付制限
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第63条
基準規定	介護保険法第63条
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第1号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	故意の場合の給付制限
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第64条
基準規定	介護保険法第64条
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	市町村が行う調査に応じなかった場合の給付制限
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第65条
基準規定	介護保険法第65条
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	保険料滞納の場合の支払方法変更の制限
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第66条第1項・第2項
基準規定	介護保険法施行令第30条 介護保険法施行規則第98条;第99条;第100条
処分基準	介護保険法施行令第30条 介護保険法施行規則第98条、第99条、第100条 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第67条第1項・第2項
基準規定	介護保険法施行令第32条第1項 介護保険法施行規則第103条;第105条
処分基準	1 介護保険法施行令第32条第1項 （法第六十七条及び第六十八条に規定する政令で定める特別の事情） 第三十二条 第三十条の規定は、法第六十七条第一項及び第二項並びに法第六十八条第一項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。 2 介護保険法施行規則第103条、第105条 （法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める期間） 第百三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年六月間とする。 （保険給付の支払の一時差止） 第百五条 法第六十七条第一項又は第二項の規定により市町村が一時差し止める保険給付の額は、当該要介護被保険者等に係る滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	保険給付一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第67条第3項
基準規定	介護保険法第67条第3項
処分基準	介護保険法第67条第3項第67条3 介護保険法第67条第1項又は第2項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、保険給付の全部又は1部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	保険料滞納の場合の第二号被保険者に対する保険給付の一時差止
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第68条第4項
基準規定	介護保険法第68条
処分基準	介護保険法第68条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	保険料滞納の場合の保険給付の額の減額等
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第69条第1項
基準規定	介護保険法施行令第33条;第34条;第35条 介護保険法施行規則第111条;第112条;第113条
処分基準	介護保険法施行令第33条、第34条、第35条 介護保険法施行規則第111条、第112条、第113条 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	第一号被保険者に係る保険料の賦課
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第129条第2項
基準規定	介護保険法施行令第38条;第39条 周南市介護保険条例第3条;第4条;第5条
処分基準	介護保険法施行令第38条、第39条 周南市介護保険条例第3条、第4条、第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要介護認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第31条第1項
基準規定	介護保険法第31条第1項
処分基準	介護保険法第31条第1項 （要介護認定の取消し） 第三十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第二十七条第七項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 一 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第二項の規定による調査（第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要支援認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第34条第1項
基準規定	介護保険法第34条第1項
処分基準	介護保険法第34条第1項 （要支援認定の取消し） 第三十四条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第三十二条第六項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 一 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第二項の規定による調査（第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	